



就学前障害児の発達支援の無償化について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

目 次

資料 1	幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要	2
資料 2	就学前障害児の発達支援の無償化に係る事業者等向け周知用資料	4
資料 3	就学前障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて	5
資料 4	就学前障害児の発達支援の無償化実施に向けたスケジュールについて	6
資料 5	児童福祉法施行令の一部を改正する政令について	7
資料 6	児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令について	8
資料 7	措置費に係る通知の改正について（案）	9
資料 8	多子軽減のイメージ	10
資料 9	就学前障害児の発達支援の無償化に当たっての補助金の交付について	12
資料10	就学前障害児の発達支援の無償化に係る対象児童の抽出について	13
資料11	就学前障害児の発達支援の無償化における事務のフローについて	14
資料12	（参考）通所受給者証への記載例	23
資料13	（参考）障害児通所給付費・入所給付費等明細書（様式第二）	24
資料14	（参考）就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務 F A Q （令和元年8月29日発出版）	25

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
- ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
- ・ 都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、

「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日 までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日 までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：〇〇市 〇〇部〇〇課

TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

MAIL: 〇〇. 〇〇. jp

就学前障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて

無償化の対象となる就学前の障害児の発達支援の範囲については以下のとおり。

サービス内容

児童発達支援
(児童福祉法第6条の2の2)

未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う

**医療型
児童発達支援**
(児童福祉法第6条の2の2)

児童発達支援に加え、治療を行う

**居宅訪問型
児童発達支援**
(児童福祉法第6条の2の2)

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

**保育所等
訪問支援**
(児童福祉法第6条の2の2)

保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う

**福祉型障害児
入所施設**
(児童福祉法第42条)

施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う

**医療型障害児
入所施設**
(児童福祉法第42条)

施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

※1. 児童福祉法第21条の5の4における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用(児童福祉法第21条の5の3)、入所特定費用(児童福祉法第24条の2)及び医療にかかる利用者負担を含めない。また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはならない。

※2. 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含む。

児童福祉法施行令の一部を改正する政令について

主な改正の内容

○児童福祉法施行令の一部改正

負担上限月額を定める規定において、保護者が無償化対象児童を養育している場合の負担上限月額の考え方について、新たに規定する。

- ・ 無償化対象児童のみを養育する保護者については、負担上限月額を0円とすること。
- ・ 小学校就学前児童を複数養育する給付決定保護者又は市町村民税額77,101円未満の世帯であって負担額算定基準者を複数養育する給付決定保護者については、一定の要件を満たす児童の指定通所(入所)支援に係る費用に100分の10又は100分の5を乗じて算出した額を合算した額を負担上限月額として算定するところ、これらの児童の中に無償化対象児童がいる場合には、その分を合算の対象外とすること。
- ・ 上記のいずれにも該当しない無償化対象児童を養育する保護者の負担上限月額については、無償化児童に該当しない児童に係る費用にのみ100分の10を乗じて算出した額を負担上限月額とすること。

○経過措置

無償化対象児童の指定通所(入所)支援等に係る費用の無償化は、この政令の施行日以後に行われる指定通所(入所)支援等について適用し、同日前に行われた指定通所(入所)支援については、なお従前の例によることとする。

公布日・施行日

公布日: 令和元年6月5日

施行日: 令和元年10月1日

根拠法令

児童福祉法 第21条の5の3第2項第2号、第21条の5の4第3項、第21条の5の12第2項、第24条の2第2項第2号及び第24条の6第2項

児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令について

主な改正の内容

- 児童福祉法施行令の一部改正により、無償化対象児童を給付決定保護者の負担上限月額考え方について新たに規定した。
- これにより、無償化対象児童がいる期間といない期間とでは、当該給付決定保護者の負担上限月額は異なる可能性がある。
- このことについて、児童福祉法施行規則において、市町村又は都道府県は、負担上限月額に変更があったときには給付決定保護者に通知しなければならないとされているところ、今般の就学前の障害児の児童発達支援の無償化は、施行令の改正により負担上限月額を一律に変更するものであることを踏まえ、通知を不要とする改正を行う。ただし、給付決定保護者から通知の求めがある場合は、この限りでないこととする。
- 施行令の一部改正により、給付決定保護者の児童に準ずる者について厚生労働省令で定める旨新たに規定することに伴い、給付決定保護者の児童に準ずる者について、給付決定保護者と生計を一にする者であって、当該給付決定保護者の児童であったもの又は当該給付決定保護者若しくはその配偶者の直系卑属であることとする旨の規定を新設する。
- 請求省令の様式第二について、「利用者負担上限月額①」の欄には、無償化対象児童に係る請求の場合であっても無償化対象期間外と同様に市町村民税額に基づく利用者負担上限月額を記載するよう、欄外に明記する。

公布日・施行日

公布日：令和元年6月5日
施行日：令和元年10月1日

根拠法令

児童福祉法施行令 第24条、第25条の2、第27条の2及び第34条

措置費に係る通知の改正について(案)

資料7

都道府県説明会終了後版

改正の内容(予定)

- 「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」の別添交付要綱の別表6(徴収基準額表)の備考に、無償化対象児童の場合は実費負担相当額を除いた部分については徴収金を徴収することができない規定を追加する。
- 市町村民税非課税世帯(B階層)においては、3歳未満の児童についても上記と同様とする。
- 「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号障害福祉課長通知)」についても、同様の改正を行う。

改正案(今後変更となる可能性がある)

(別表6備考の末尾に以下を追加)

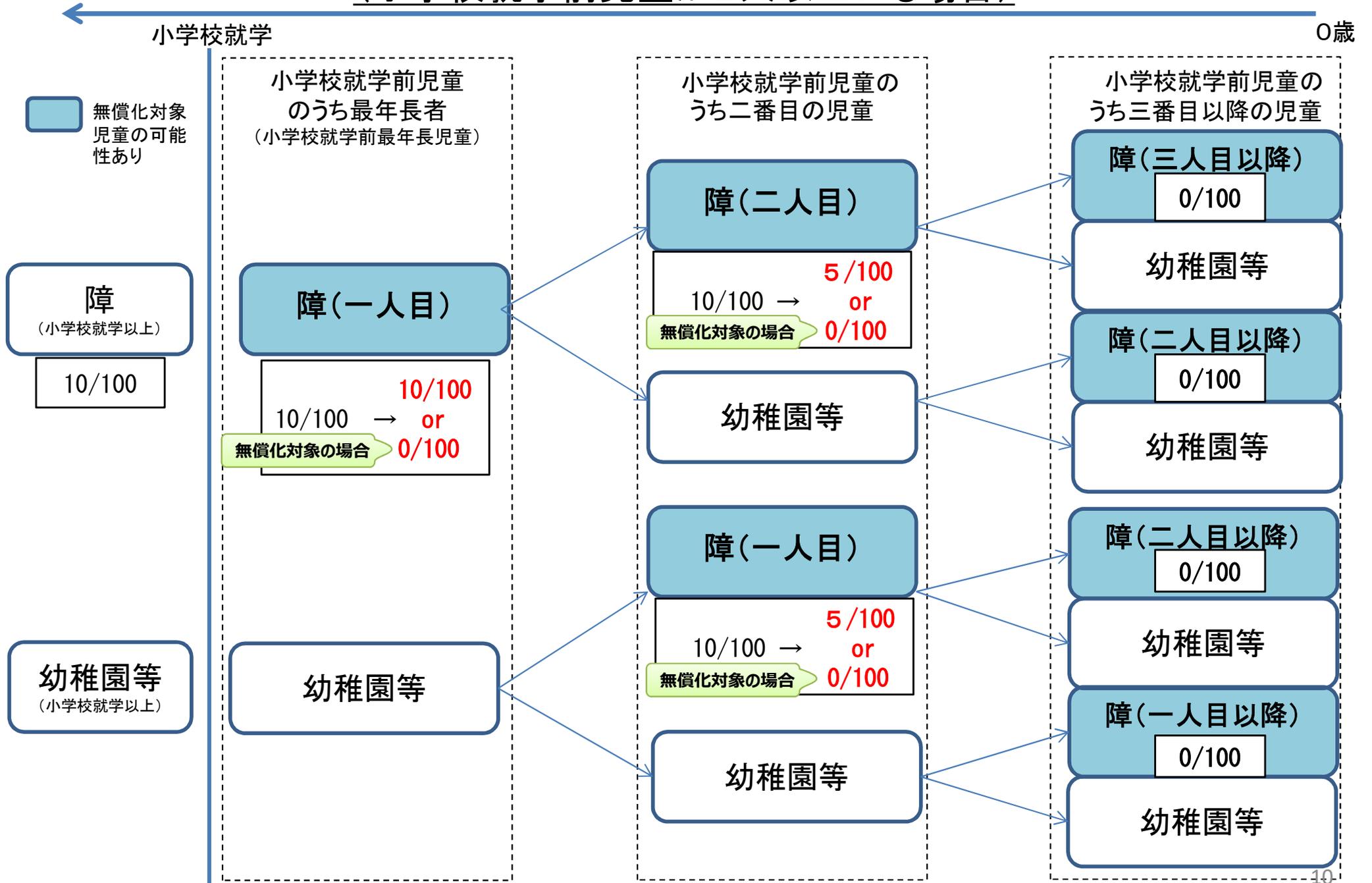
- 6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費については徴収しないこととする。
ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することとする。
- 7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

発出(適用)予定日

発出日: 令和元年8月中目途
適用日: 令和元年10月1日

多子軽減のイメージ

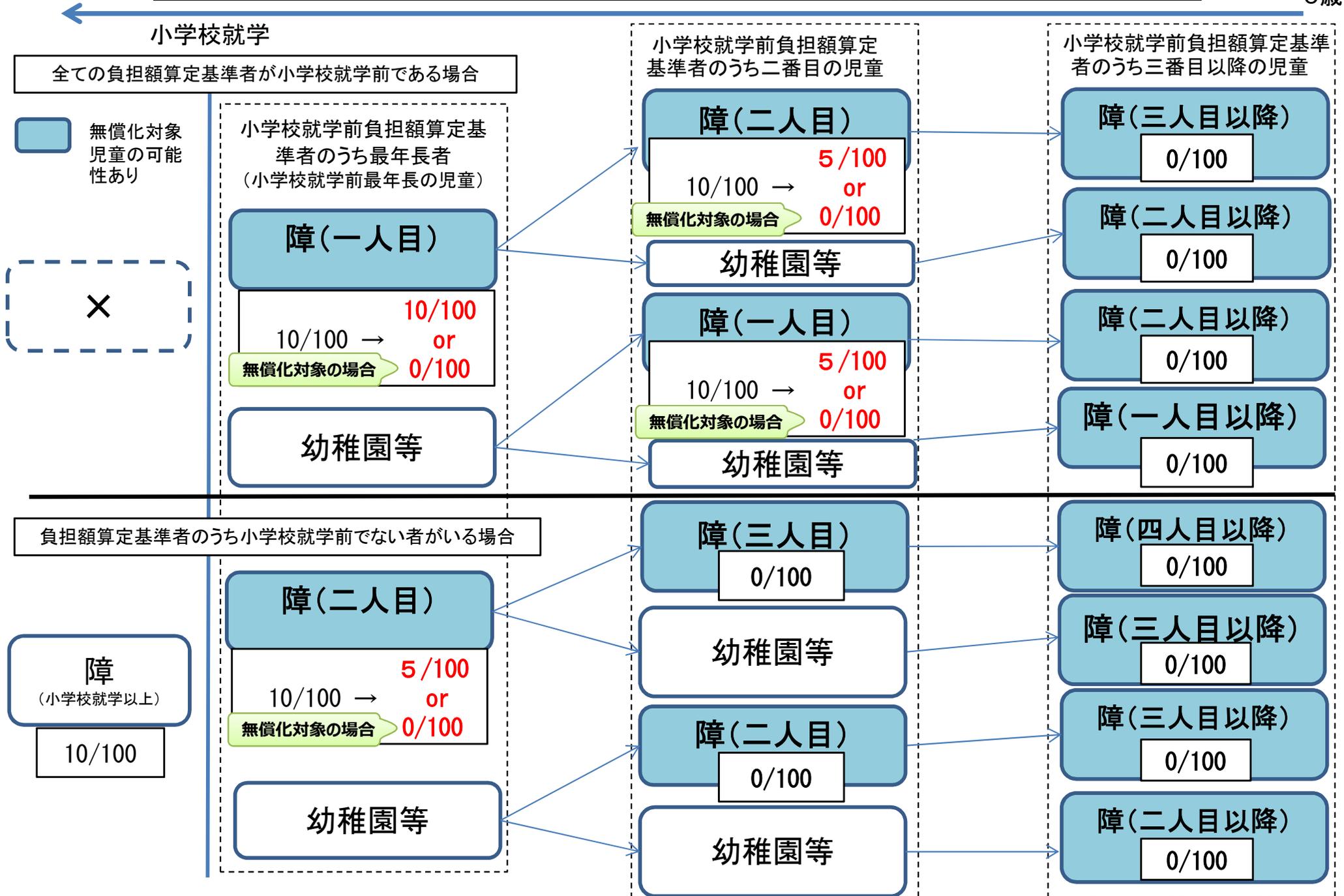
(小学校就学前児童が2人以上いる場合)



多子軽減のイメージ

(児童が2人以上いて、市町村民税所得割が77,101円未満の場合)

0歳



就学前障害児の発達支援の無償化に当たっての補助金の交付について

自治体システム改修費への支援

令和元年度予算：24億円の内数（下記(1)～(3)の合計）

令和元年度に予定されている消費税改定に伴う報酬改定への対応等、必要となる都道府県及び市町村の障害者自立支援給付審査支払等システムの改修にかかる経費に対して助成を行う。

- (1) 消費税改定に伴う報酬改定への対応
- (2) 処遇改善への対応
- (3) 就学前の障害児の発達支援の無償化への対応**

【補助対象】 都道府県、市町村（特別区含む）

【補助割合】 定額（(1)及び(2)については補助率1/2）

（備考）例年度予算だが補助対象経費は年度によって異なり、本年のメニュー(1)～(3)については令和元年度限り。

【スケジュール（案）】

内示済み

令和元年9月 目途 交付要綱発出・交付申請受付

広報・周知費への支援

令和元年度予算：1億円

障害児の発達支援無償化のために、管内の障害児サービス利用者及び障害児支援サービス事業者等への周知等に要する費用について補助する。

【補助対象】 都道府県、市町村（特別区含む）

【補助割合】 定額

【対象経費】 右表の通り

【スケジュール（案）】

内示済み

令和元年8月中 交付要綱発出
・ 交付申請受付

経費区分	認められる経費	認められない経費の例
旅費	事業者に対する説明会（加えて、都道府県・政令指定都市においては管内市区町村に対する説明会）における説明担当職員の交通費	宿泊費、説明会出席者の交通費
消耗品費	ポスター、チラシ、通知等の作成に必要なコピー用紙、筆記用具等	
印刷製本費	周知ポスター・チラシ、説明会資料等の印刷に要したインク等の実費	印刷を外部委託した場合等、実費以外の要素（人件費、手数料等）が含まれるもの
通信運搬費	周知資料等の発送に必要な郵便料、運搬料、電信電話料	
借料及び損料	説明会の実施に必要な会場の使用料	会場使用料であって1回の使用あたり5万円を超えるもの
委託料	事業実施に不可欠であり上記のいずれかの経費であるもの	

（備考）令和元年度限りの予算。

就学前障害児の発達支援の無償化に係る対象児童の抽出について

概要

- 10月からの施行に向け、各自治体が国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に審査支払事務を委託している場合は、各都道府県国保連において対象児童候補者情報（以下「候補者情報」という。）を抽出し、自治体にデータ提供される予定。

抽出データ提供時期

- 抽出ツールのリリース時点（7月上旬予定）において、国保連と連携している受給者台帳を元に、国保連において1回目の抽出データが各自治体へ提供。
- 以降、抽出時点・提供希望日を各都道府県国保連と各自治体間で調整。（※）令和元年10月末までは、何度でも抽出が可能。

候補者情報 CSVファイルレイアウト

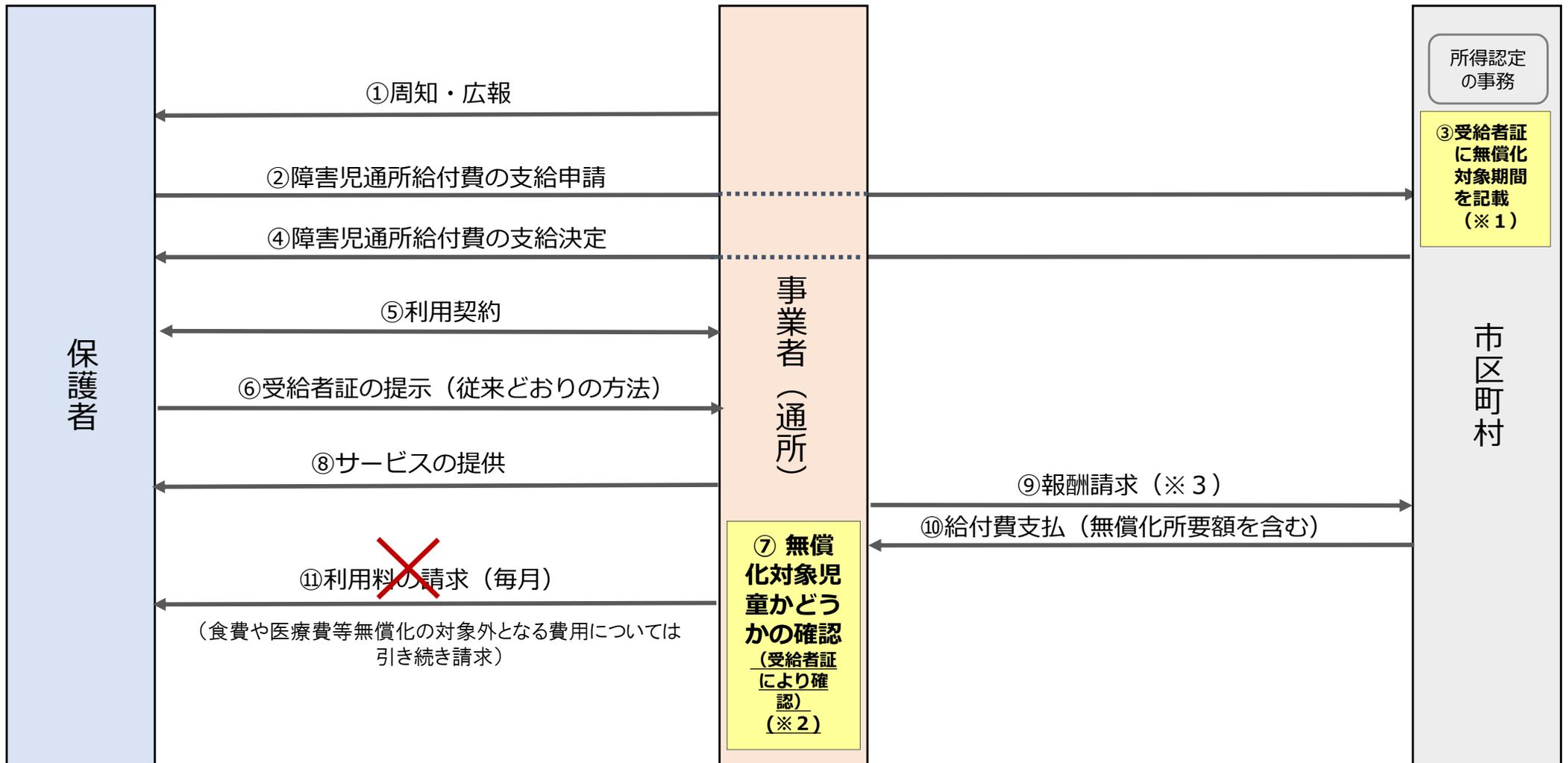
No.	項目名称	桁数	項目内容
1	都道府県等番号	6	都道府県等番号を設定します。
2	証記載都道府県等番号	6	証記載都道府県等番号を設定します。
3	受給者証番号	10	受給者証番号を設定します。
4	受給者カナ氏名	25	受給者氏名(カナ)を設定します。
5	児童カナ氏名	25	児童氏名(カナ)を設定します。
6	児童生年月日	8	児童生年月日を設定します。
7	児童年齢	1	児童の満年齢を設定します。
8	所得区分コード	2	利用者負担上限額情報・所得区分コードを設定します。
9	異動年月日	8	異動年月日を設定します。
10	異動区分	1	異動区分コードを設定します。

（※）本件については、6月28日付け事務連絡「就学前障害児の無償化に係る候補者情報について」において周知。

就学前障害児の発達支援の無償化における 事務のフローについて

- (1) 障害児通所支援事業所（契約）
- (2) 障害児入所施設（契約）
- (3) 障害児通所支援事業所（やむを得ない措置）
- (4) 障害児入所施設（措置）

(1) 障害児通所支援事業所（契約）



【基本的な考え方】

- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。
(国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している市区町村が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

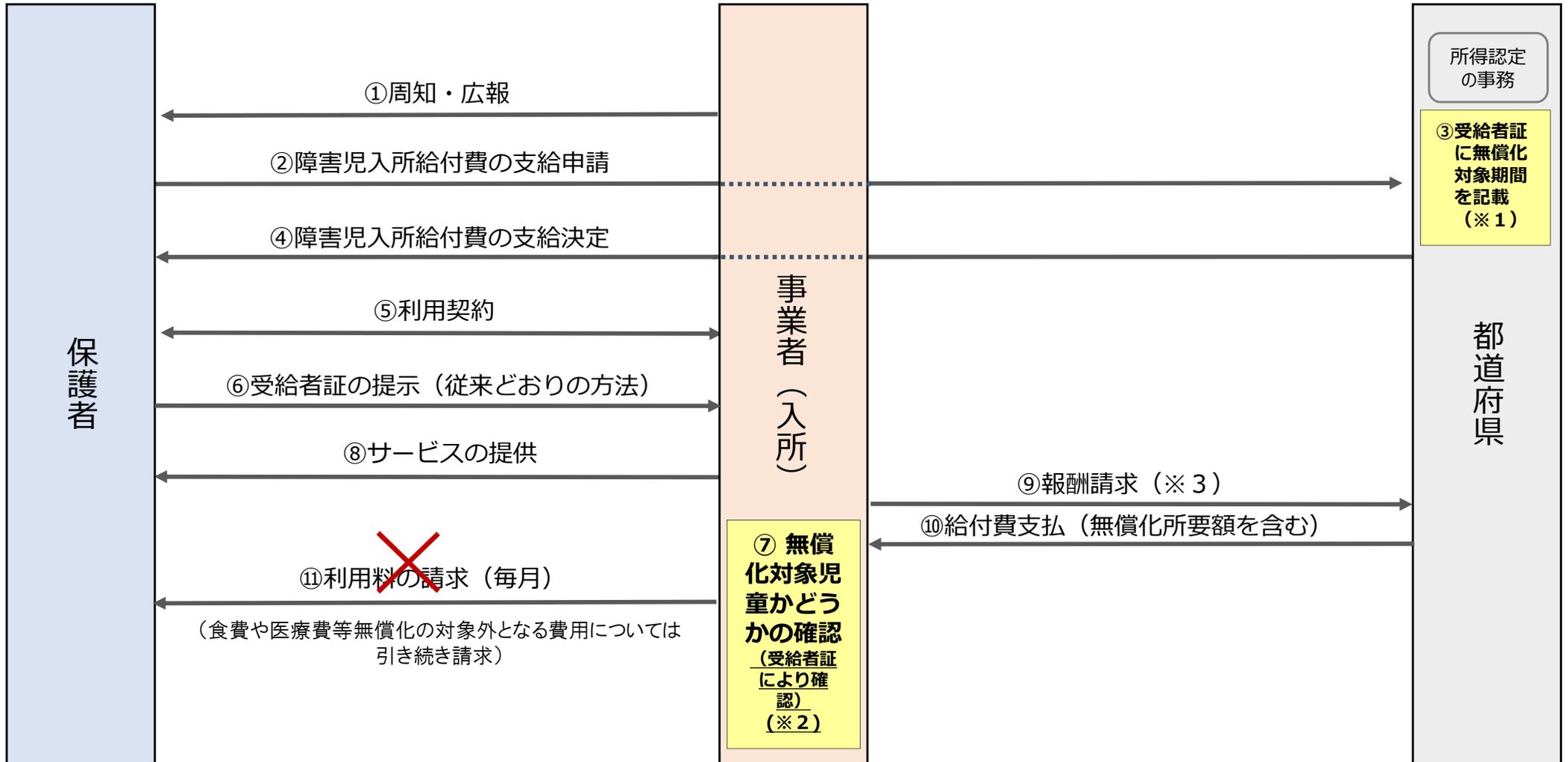
【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

- 利用開始前々月～前月頃迄
事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施
保護者：市区町村に対し、障害児通所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄
市区町村：保護者に対し、障害児通所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)
(※1) 2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月
事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)
(※2) 2019年10月以降、当面の間は、生年月日により確認することを想定。
○ 2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象
○ 2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象
以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃
事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎翌月10日～翌々月20日頃迄
事業者：国保連に障害児通所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・市区町村による審査あり)
(※3) 無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。
国保連：市区町村へ障害児通所給付費を請求
市区町村：国保連を通じて、事業者へ障害児通所給付費を支払

【その他(備考)】

【※】国保連へ事務を委託していない一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

(2) 障害児入所支援事業所（契約）



【基本的な考え方】

- 現行の障害児入所給付費の仕組みを活用した事務フローを想定。
(国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している都道府県が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

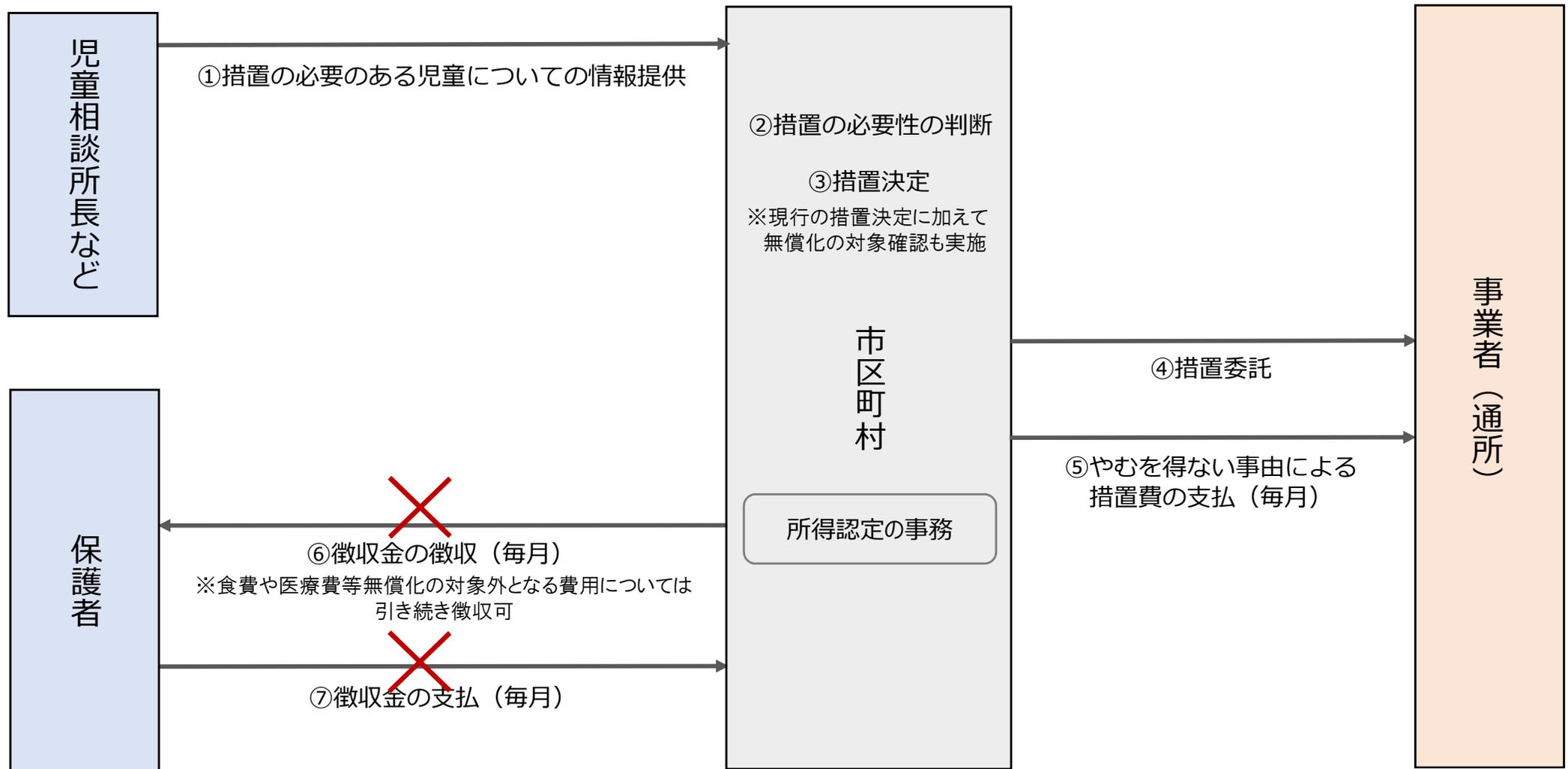
【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

- 利用開始前々月～前月頃迄
事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施
保護者：都道府県に対し、障害児入所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄
都道府県：障害児の保護者に対し、障害児入所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)
(※1) 2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新等の際に順次記載する。
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月
事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)
(※2) 2019年10月以降、当面の間は、生年月日により確認することを想定。
○2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象
○2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象
以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃
事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎翌月10日～翌々月20日頃迄
事業者：国保連に障害児入所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・都道府県による審査あり)
(※3) 無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。
国保連：都道府県へ障害児入所給付費を請求
都道府県：国保連を通じて、事業者へ障害児入所給付費を支払【※】

【その他(備考)】

【※】国保連へ事務を委託していない一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

(3) 障害児通所支援事業（やむを得ない措置）



【基本的な考え方】

○現行のやむを得ない事由による措置の仕組みを活用した事務フローを想定。

【主な事務の流れ】

○利用開始前月頃迄 市区町村から障害児に対し、やむを得ない事由による措置の決定

事業者と市区町村による措置契約締結

○毎月 事業者が障害児へサービスを提供

○翌月以降 保護者から徴収金を徴収 → 現物給付化のため、保護者への利用料の徴収手続きは不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収可

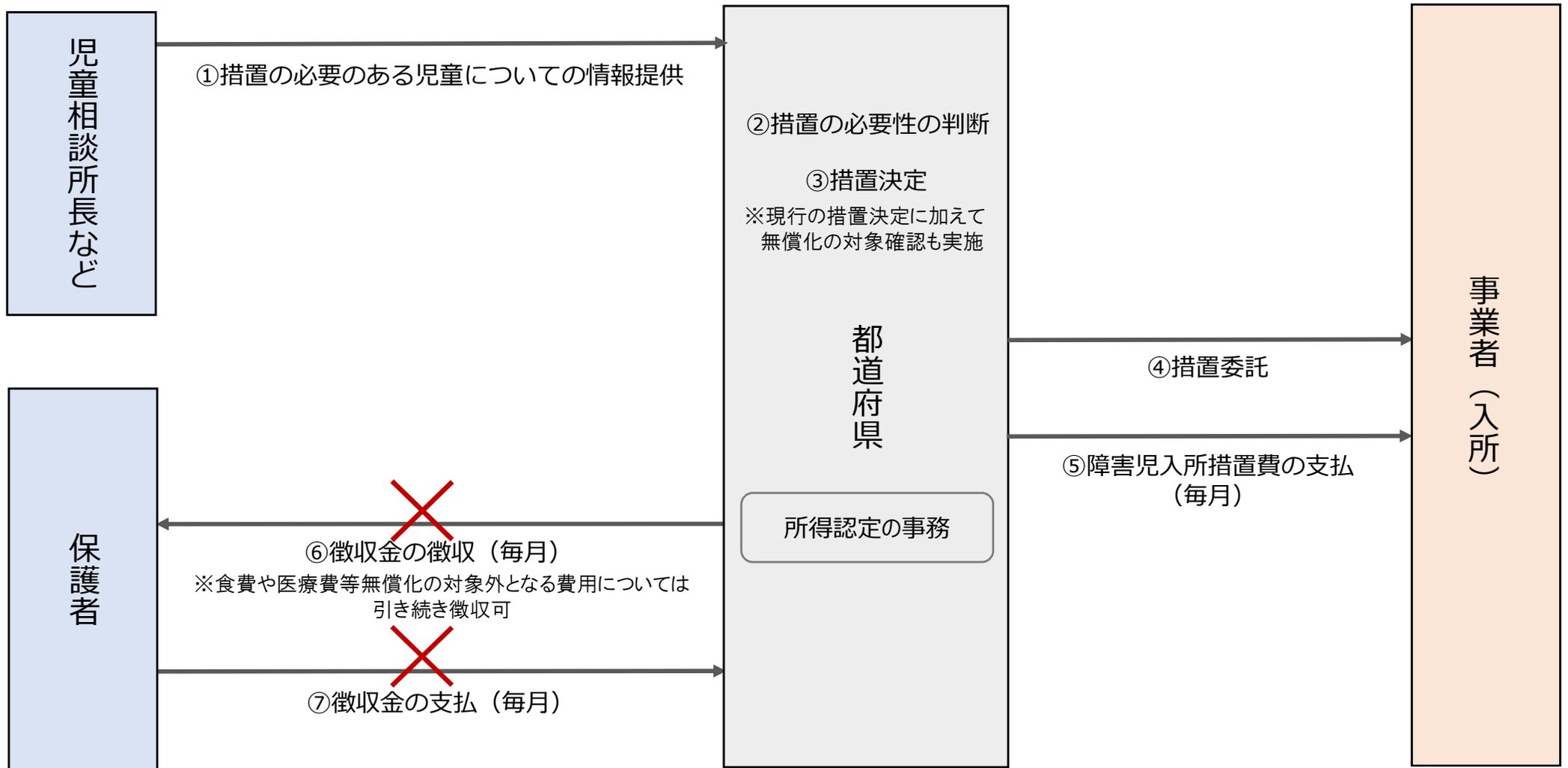
○翌月以降 事業者が市区町村にやむを得ない事由による措置費に係る請求書等を提出

市区町村は事業者へやむを得ない事由による措置費を支払【※】

【その他（備考）】

【※】 具体的なスケジュールについては、市区町村ごとに異なる。

(4) 障害児入所施設（措置）



【基本的な考え方】

- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。

【主な事務の流れ】

- 利用開始前月頃迄 都道府県から障害児に対し、障害児入所措置の決定
事業者と都道府県による措置契約締結
- 毎月 事業者が障害児へサービスを提供
- 翌月以降 保護者から徴収金を徴収 → 現物給付化のため、保護者への利用料の徴収手続きは不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収可
- 翌月以降 事業者が都道府県に障害児入所措置費に係る請求書等を提出
都道府県は事業者へ障害児入所措置費を支払【※】

【その他（備考）】 【※】 具体的なスケジュールについては、都道府県ごとに異なる。

「障害児通所給付費にかかる通所給付決定事務等について」 参考様式9 一部抜粋

(四)

障害児相談支援給付費の支給内容	
支給期間	令和 年 月から令和 年 月まで
指定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	円
適用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
食事提供加算対象者	
適用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
<ul style="list-style-type: none"> ・第2子(第3子以降)軽減対象児童 ・無償化対象児童 <p>(対象期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで)</p>	
予備欄	

追記箇所

(六)

障害児通所支援事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	事業者確認印
	契約支給量	
	契約日	令和 年 月 日
2	当該契約支給量による支援提供終了日	令和 年 月 日
	事業者確認印	
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
	事業者及びその事業所の名称	
3	支援の内容	事業者確認印
	契約支給量	
	契約日	令和 年 月 日
	当該契約支給量による支援提供終了日	令和 年 月 日
	事業者確認印	
	支援提供終了月中の終了日までの既提供量	
	事業者及びその事業所の名称	
	支援の内容	事業者確認印

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）

No.	カテゴリ	問	答	初版からの変更
1	1.対象範囲・要件について	無償化について、どのような施設が対象となりますか。	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（※）が無償化の対象となります。 また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。 （※）障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても同様の扱いとします。	
2	1.対象範囲・要件について	無償化となる具体的な時期と終了時期はどのようになりますか。	3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学で終了となります。 （例1）平成28年（2016年）9月30日生まれの場合 無償化対象となるのは、令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで。 （例2）平成29年（2017年）4月2日生まれの場合 無償化対象となるのは、令和3年（2021年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで。	
3	1.対象範囲・要件について	無償化の対象施設に障害児入所施設が含まれるのは何故ですか。	障害児入所施設においては、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから、入所施設についてもその利用者負担額（児童福祉法第24条の2第2項第2号）を無償化の対象とするものです。	
4	1.対象範囲・要件について	現在は非課税世帯から措置されている児童にも徴収金が発生していますが、措置児童についても無償化の対象となり、徴収金を徴収しないことになりますか。 また、非課税世帯の3歳未満の措置児童についても、新たに無償化の対象となりますか。	措置児童についても無償化の対象児童となります。 今般の無償化に伴い、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」及び「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障発第0625第1号障害福祉課長通知)」を改正し、食費・日用品費等の実費負担に相当する額を除き、徴収金を徴収しないこととする予定です。 なお、徴収金基準額を上限とした実費負担分を徴収するかどうかの判断については、従来の徴収金の取扱いと同様、支給決定自治体が行います。 また、市町村民税非課税世帯から措置されている3歳未満の児童についても同様です。	回答補足
5	1.対象範囲・要件について	無償化において、対象外となる費用はありますか。	食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。 また、医療型児童発達支援センターや医療型障害児入所施設等で提供される治療に係る費用（肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費）も、無償化の対象外です。	
6	1.対象範囲・要件について	就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。	保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。	
7	1.対象範囲・要件について	就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。 これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）となります。	
8	1.対象範囲・要件について	学校教育法第18条に基づく就学猶予（免除）の対象となった児童についても、無償化の対象になりますか。 また、その場合に6歳になっても就学猶予（免除）の対象となっている場合は、無償化対象児童になるということでしょうか。	就学猶予（免除）の対象となった児童についても、年齢にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの間においては、無償化の対象となります。	回答補足

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）

No.	カテゴリ	問	答	初版からの変更
9	1.対象範囲・要件について	3歳になった翌年度の4月1日から小学校就学までの間にある障害児に対して行われる日中一時支援等の地域生活支援事業に係る利用者負担も、無償化の対象になりますか。	日中一時支援等の地域生活支援事業の内容は実施主体に裁量が委ねられており、「障害児の発達支援」と同様の便宜を供与するものとはいえないことから、就学前の障害児の発達支援の無償化の対象範囲に日中一時支援等の地域生活支援事業は含まれません。 なお、地域生活支援事業における利用者負担は、実施主体の判断によるものとしており、従来より自治体独自に無料として扱うことを妨げるものではありません。	追加
10	2.事務手続きについて	就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。	現物給付となります。	
11	2.事務手続きについて	無償化に伴い、令和元年10月以降の毎月の自治体から国民健康保険団体連合会への支払い額及び方法は変更になりますか。	市町村から国民健康保険団体連合会への支払い方法は、従来と変わりません。 ただし、無償化に伴い、これまで事業者が利用者に請求していた利用者負担額については、事業者から国民健康保険団体連合会への請求額に上乗せして請求することとなりますので、市町村から国民健康保険団体連合会への支払い額についても、利用者負担額を上乗せして支払いいただくこととなります。	
12	2.事務手続きについて	受給者証への無償化の記載方法について、記載頁や記載欄、表記はどのようにすればよいですか。 また、受給者証に記載する期間は、通所給付決定有期最長1年以内の期間と連動した期間を記載するということですか。	「障害児給付費にかかる通所給付決定事務等について（令和元年7月1日）」において様式例としてお示したとおり、（五）「特記事項欄」に下記のとおり表記してください。 （記載例） ・無償化対象児童（対象期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで） また、受給者証に記載する期間は、支給決定期間にかかわらず、当該児童の無償化対象となる期間（最長3年間）を記載することとしています。	時点更新
13	2.事務手続きについて	無償化対象期間前に対象サービスの支給申請や更新・変更手続きがあった場合、受給者証の特記事項欄に記載する無償化対象期間の始期は、未来の日付で印字しても差し支えありませんか。	受給者証に記載する無償化対象期間の始期は、未来の日付であっても差し支えありませんが、保護者や事業者が混乱しないよう、適切な周知をお願いします。	追加
14	2.事務手続きについて	無償化の対象となる障害児に係る受給者証については、制度開始と同時に対象児童である旨の印字が必要となりますか。	令和元年（2019年）10月時点において既に支給決定を受けている場合は、制度開始と同時に受給者証に無償化対象児童である旨の印字がされている必要はなく、受給者証の更新の際に順次記載いただくことで差し支えありません。 なお、令和元年（2019年）10月時点で受給者証に印字のない無償化対象児童については、受給者証の更新までの間、事業者がサービス費を請求する際、児童の生年月日により無償化対象児童かどうかを確認し、請求を行うことを想定しています。 市町村の判断により、更新時期を待たずに一斉に印字を行うなど、市町村により印字時期の取扱いが異なる場合も考えられることから、事業者の事務に混乱をきたさないよう、受給者証への印字の実施時期等についてはあらかじめ管内事業者等に対し適切に周知いただくようお願いいたします。	
15	2.事務手続きについて	無償化対象児童の有無にかかわらず、利用者負担が発生しない生活保護世帯や市町村民税非課税世帯の場合も、今般の無償化に伴い受給者証への印字が必要ですか。	無償化対象期間中に所得区分に変更が生じる可能性があることや保護者及び事業者に対して無償化対象期間等の認知を促す必要があることを考慮し、全ての無償化対象児童の受給者証へ印字をお願いします。	追加
16	2.事務手続きについて	無償化対象児童に係る「障害児通所給付費・入所給付費等明細書（様式第二）」の「利用者負担上限月額①」の欄には、0円ではなく所得区分に応じた金額を記載するとのことですが、受給者証の「負担上限月額」欄についても同様ですか。	お見込みのとおりです。 無償化対象児童であるか否かにかかわらず、受給者証の「負担上限月額」欄については、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、受給者証の「特記事項」欄に無償化対象児童であることを付記していただきますようお願いいたします。	追加

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）

No.	カテゴリ	問	答	初版からの変更
17	2.事務手続きについて	無償化の開始時点で対象となる児童について、変更申請の提出を求めることなく、職権により10月1日より利用者の負担上限月額を0円に変更決定し、支給決定の残り期間について利用者の負担上限月額を0円とした受給者証と決定通知を送付しても構いませんか。	受給者証及び決定通知に記載する利用者の負担上限月額については、0円ではなく、所得区分に応じた本来の金額を記載したうえで、無償化対象児童であること及び無償化対象期間を付記していただきますようお願いいたします。 また、保護者からの通知の求めがあった場合を除き、無償化対象児童となったとき又は無償化対象児童でなくなったときの保護者への通知は不要です。	
18	2.事務手続きについて	事業者がサービス費を請求する際、無償化の対象児童であるかどうかの確認は、制度開始後しばらくの間は生年月日による確認により対応し、その後は受給者証へ無償化対象児童であることの印字を行うことから、利用者の負担上限月額を決定するための収入認定を省略することができますか。	支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります。 なお、お見込みのとおり、制度導入後の当面の措置として、受給者証の印字が無い場合でも、生年月日で無償化対象児童の判断を行っていただいで差し支えありません。	
19	2.事務手続きについて	無償化に伴うシステム改修において要する国民健康保険団体連合会インタフェースをお示ください。	インタフェース仕様書については、令和元年8月2日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書【確定版】等の提示について」においてお示ししているところであり、厚生労働省ホームページ（ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174643_00008.html ）においても公表しています。	時点更新
20	2.事務手続きについて	更新時期を待たずに一斉に受給者証への印字を行おうとする場合、受給者証への印字に当たっては、無償化対象児童の保護者から受給者証更新に必要な申請書（変更申請書等）の提出を求める必要がありますか。	変更申請書等の提出を求める必要はありません。 なお、保護者からの通知の求めがあった場合を除き、無償化対象児童となったとき又は無償化対象児童でなくなったときの保護者への通知は不要です。	
21	2.事務手続きについて	受給者証の特記事項欄について、多子軽減及び無償化双方の対象児童であった場合、両方の記載が必要となりますか。	お見込みのとおりです。 多子軽減の適用対象は給付決定保護者であり、多子軽減適用の対象となるか否かを確認するために世帯の児童数を数える際には、無償化対象児童も算入することとなります。 また、多子軽減により軽減される利用者負担（10/100→5/100又は0/100）を計算する際も、無償化対象児童を含めたうえで第何子であるかにより判断します。 このように、利用者負担額の決定に当たっては、多子軽減の対象となるか否かと無償化の対象となるか否かの両方を参照することとなるため、受給者証についても、事務処理要領等において両方記載いただく旨を記載しています。	回答補足
22	2.事務手続きについて	令和元年6月28日付事務連絡「就学前障害児の無償化に係る候補者情報について」により、国民健康保険団体連合会において無償化対象児童の一覧が抽出され、自治体に提供されるとのことですが、提供される時期や頻度について基準はありますか。 また、制度開始以降においても、適宜提供を受けることは可能ですか。	事務連絡にも記載のとおり、令和元年7月上旬の抽出ツールのリリース後、1回目は各都道府県国民健康保険団体連合会の準備が整い次第、データ提供を行う予定です。実施時期等については、必要に応じて書く都道府県国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。 なお、今般の抽出データの活用については、制度開始に向けた対応の一つであることから、制度開始以降における提供はありません。	追加
23	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	事業者の請求事務について、国民健康保険団体連合会への請求方法はどのようになりますか。	多子軽減（第3子以降）の請求と同様に、請求明細書の「利用者負担額②」の項目に、「0」円を設定して請求します。	
24	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	国民健康保険団体連合会において、無償化対象児童の給付費の請求審査（請求チェック）がどのように行われるのか詳細をご教えてください。	市町村にて障害児の受給者台帳に、無償化の対象者の情報を登録し、国民健康保険団体連合会において本台帳を参照し、無償化対象児童の請求であるかの可否を判断します。	

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）

No.	カテゴリ	問	答	初版からの変更
25	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	事業者の請求事務について、無償化対象児童に係る請求において、無償化対象児童ではないものとして請求を行う等、誤った請求を行った場合、どのようになるのですか。	自治体が国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託している場合は、システム上、受給者台帳と請求情報との突合結果によりエラーが発生し、再度請求を行う必要があります。 なお、国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託せず自治体で行っている場合は、特に制度開始当初や年度の切り替えの時期等、請求誤りがないかどうか十分ご留意いただきますようお願いいたします。	
26	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	事業者の請求事務について、自治体が国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託している場合は、受給者台帳と請求情報との突合結果によりエラーとなるとのことですが、自治体より国民健康保険団体連合会に送信する受給者台帳の異動情報に、無償化対象情報（無償化対象の有無や対象期間等）を新たに追加するのでしょうか。	新たに障害児支援受給者異動連絡票情報（基本情報）等に「無償化対象区分」を追加しておりますので、本項目に設定いただくこととなります。なお、対象期間については、登録は不要となります。 詳細については、令和元年8月2日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書【確定版】等の提示について」においてお示ししている「インタフェース仕様書」をご確認ください。	時点更新
27	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	無償化対象児童のみを養育する利用者負担上限月額が37,200円の世帯の場合、事業者の請求時に「障害児通所給付費・入所給付費等明細書（様式第二）」の「利用者負担上限月額①」欄には37,200円と記載すべきところ、誤って「0円」とした場合、国民健康保険団体連合会の審査においてエラーとなりますか。	「利用者負担上限月額①」欄の不一致については、「警告（重度）」が発生するため、その際は市町村での審査においてご確認いただくこととなります。 なお、「利用者負担額②」の欄に無償化を適用しない場合の金額を入力した場合には「エラー」となります。	追加
28	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	インタフェース仕様書にて示されている国民健康保険団体連合会への請求における障害児の受給者台帳について、無償化対象区分の設定は、10月の制度施行前に設定を行い、国民健康保険団体連合会に連携する必要がありますか。	請求事務においては、毎月、自治体から国民健康保険団体連合会へ受給者台帳の連携が行われているため、当該障害児の受給者台帳の「無償化対象区分」を正しく設定し、毎月の台帳整備と併せて、国民健康保険団体連合会が設定する毎月の締切までに連携をいただく必要があります。 なお、インタフェース仕様書においても、無償化対象区分に関しての記載があるため、併せてご確認ください。	追加
29	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	今般の無償化に伴い、国民健康保険団体連合会から請求に係るマニュアル等が発出される予定はありますか。	令和元年9月下旬頃、都道府県、政令指定都市及び国民健康保険団体連合会向けに実施される説明会において、今般の無償化に係る部分についても説明が行われる予定です。 無償化に係る事務の手引きについては、令和元年7月9日付事務連絡「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の送付について」の別紙3「障害児通所給付費にかかる通所給付決定事務等について（令和元年7月1日）」をご参照ください。	追加
30	4.利用料等の算定方法について	就学前の障害児通所支援における多子軽減制度については、無償化後も、制度内容や多子軽減の計算方法など変更はありませんか。	多子軽減の制度内容については変更はなく、多子軽減適用世帯に無償化対象児童がいる場合、無償化対象児童も世帯の児童数に数えて算定してください。 多子軽減適用世帯に無償化対象児童がいる場合は、当該児童分の利用者負担額は0として算定することとなります。 (別添資料「多子軽減イメージ図」をご参照ください)	回答補足

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）

No.	カテゴリ	問	答	初版からの変更
31	4.利用料等の算定方法について	無償化の対象となった場合、高額障害児通所給付費等の計算はどうなりますか。	<p>算定基準額は、これまでと同様、低所得者以外は37,200円から変更しません。また、利用者負担世帯合算額については、無償化の対象施設に係る利用者負担はゼロとして算定することとなります。</p> <p>(例) 現行：算定基準額 37,200円/利用者負担世帯合算額 60,000円 (利用者負担世帯合算額内訳) ①障害福祉サービスの利用者負担 10,000円 ②障害児入所支援の利用者負担 30,000円(就学児) ③障害児通所支援の利用者負担 20,000円</p> <p>①'高額障害福祉サービス等給付費 3,800円、②'高額障害児入所給付費 11,400円 ③'高額障害児通所給付費 7,600円</p> <p>①'(60,000-37,200)×10,000/(10,000+30,000+20,000)=3,800円(償還額) ②'(60,000-37,200)×30,000/(10,000+30,000+20,000)=11,400円(償還額) ③'(60,000-37,200)×20,000/(10,000+30,000+20,000)=7,600円(償還額)</p> <p>無償化後：算定基準額 37,200円/利用者負担世帯合算額 40,000円 (利用者負担世帯合算額内訳) ①障害福祉サービスの利用者負担 10,000円 ②障害児入所支援の利用者負担 30,000円(就学児) ③障害児通所支援の利用者負担 0円(無償化)</p> <p>①'高額障害福祉サービス等給付費 700円、②'高額障害児入所給付費 2,100円 ③'高額障害児通所給付費 0円</p> <p>①'(40,000-37,200)×10,000/(10,000+30,000+0)=700円(償還額) ②'(40,000-37,200)×30,000/(10,000+30,000+0)=2,100円(償還額) ③'(40,000-37,200)×0/(10,000+30,000+0)=0円(償還額)</p>	
32	4.利用料等の算定方法について	高額障害児通所給付費の算定方法において、障害児特例は引き続き適用されますか。	引き続き適用されます。	
33	4.利用料等の算定方法について	無償化対象児童の利用者負担についても、利用者負担上限額管理は必要ですか。	利用者負担上限額管理が必要となる児童は、支給決定障害児のうち支給決定時に負担額が利用者負担上限月額を超える可能性があるものとして市町村が認定した者で、同一月において複数事業所を利用する方ですが、無償化対象児童はこの条件に合致しないことから、利用者負担上限額管理は不要であり、利用者負担上限額管理加算も対象外となります。	
34	4.利用料等の算定方法について	無償化対象児童の場合、上限額管理を行う必要はないとのことですが、無償化対象児童になる以前から対象サービスを利用しており、上限額管理の対象となっていた児童については、無償化に併せて上限額管理事業所の廃止の手続きをするべきですか。	無償化に関係なく、上限額管理の対象となる児童であっても上限額管理の必要がない月に上限額管理事業所の廃止の手続きをとる必要はないことから、上限額管理の必要がない無償化対象期間中についても廃止手続きをとる必要はありません。	追加
35	4.利用料等の算定方法について	無償化対象児童は上限額管理が不要とのことですが、受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄には必ず「無」と記載することになりますか。	無償化対象期間中は上限額管理を行いませんが、受給者証の有効期間中に無償化対象期間終了後、引き続き複数事業所を利用することなどにより上限額管理が発生する場合も考えられることから、無償化対象児童の受給者証に「有」と記載しても差し支えありません。	追加

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）

No.	カテゴリ	問	答	初版からの変更
36	4.利用料等の算定方法について	無償化対象児童になる前から上限額管理が必要な場合、上限額管理事業所の廃止手続をとる必要もなく、受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄においても特段対応が不要とのことですが、事業者が誤って上限額管理加算を請求した場合、国民健康保険団体連合会の請求システム上でエラーとなりますか。	事業者が誤って無償化対象児童に係る上限額管理加算の請求を行った場合、国民健康保険団体連合会に連携する受給者台帳の「無償化対象区分」が「対象」の場合、審査支払等請求システム上「警告（重度）」が出されるよう、現在システム改修を予定しています。その際には市町村での審査においてご確認いただくこととなります。（制度開始後の10月サービス提供分の請求月から対応可能となるよう進めています。）	追加
37	4.利用料等の算定方法について	複数の障害児がいる世帯で、例えば第二子だけが無償化対象児童となった場合、第二子については上限額管理は不要となりますが、第一子についても上限額管理を行わないこととなりますか。	左記の例で、第一子が2以上の事業所を利用している場合は、第二子の無償化に関わらず上限額管理が必要となります。複数の障害児がいる世帯で、それぞれ1事業所のみを利用していた場合は、第二子の無償化により、事業所間で世帯の利用料を配分する必要がないことから、第一子の上限額管理も不要となります。	追加
38	4.利用料等の算定方法について	無償化対象児童が医療型障害児入所施設を利用する場合における利用者の負担上限月額について、医療型個別減免を適用して算定した後、福祉部分のみを0円として決定すればよいですか。	お見込みのとおり、無償化の対象は福祉部分のみであるため、事業者が利用者に対し請求する際には、医療部分と食事部分のみとなります。 なお、医療型個別減免を適用する場合においても、受給者証及び決定通知に記載する利用者の負担上限月額については、所得区分に応じた本来の金額を記載したうえで、無償化対象児童であることを付記していただきますようお願いいたします。	
39	4.利用料等の算定方法について	障害児入所給付費における、「医療型個別減免」及び「補足給付費」の算出方法はどのようになりますか。 例えば、（現行制度において、医療型障害児入所施設に契約入所すると、福祉費、医療費及び食事療養費が合算で費用負担額が設定されます。）医療型障害児入所施設に入所し、医療型個別減免適用後の利用者負担上限月額が45,000円（福祉費20,000円、医療費25,000円）であった利用者に無償化が適用されると、医療費は25,000円のまま、ということでしょうか。	医療に係る利用者負担は無償化の対象に含めないため、医療型個別減免については、福祉部分のみ無償化対象（すなわち0円）となります。 したがって、ご質問のようなケースではお見込みの通り、医療費は25,000円のままとなりますが、利用者負担上限月額の設定にあたっては、福祉部分を0円にする必要はありません。 （利用者負担上限月額の設定にあたっては、所得区分に応じた本来の金額を設定し、無償化対象児童であることを付記。） 入所特定費用（児童福祉法第24条の2）についても同様に、無償化の対象に含めないため、従来通り負担上限月額を設定し、利用者が負担することとなります。	
40	4.利用料等の算定方法について	無償化の対象額は国民健康保険団体連合会からの請求データ上で切り分けて把握することは可能ですか。	国民健康保険団体連合会システム上は、無償化に伴う追加請求額を切り分けることはできません。	
41	5.無償化に係る国費補助について	無償化に伴うシステムの改修や周知に係る費用については、どの時点からどの時点までの実施分が補助対象となりますか。 特に、システム経費は平成30年度の繰り越し事業となるため、令和元年度内に支出まで終了していることが必要ですか。	周知費用及びシステム改修経費については、令和元年度に実施した事業について同年度内に支出した経費が補助対象です。	時点更新
42	5.無償化に係る国費補助について	国庫補助は子育て支援施設等利用給付ではなく、現行の障害児入所給付費等国庫負担金であり、令和2年度以降の地方の負担割合は従前どおりですか。	お見込みの通りです。	
43	5.無償化に係る国費補助について	周知費補助について、認められない経費に人件費とありますが、外部に委託した場合は、請求書で内訳を詳細に分けておく必要はありますか。	請求書上で経費の内訳作成いただくことを義務付けはしていませんが、委託金額に補助対象経費と対象外経費が混在している場合は、補助対象経費に限定して補助金の交付申請を行っていただきますようお願いいたします。	追加

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）

No.	カテゴリ	問	答	初版からの変更
44	5.無償化に係る国費補助について	周知費補助について、交付要綱（案）によると、「管内の事業者」等に対して広報を行った場合に補助対象になるとのことですが、管外の事業者を利用する児童向けに周知を行う場合の費用は補助対象外となりますか。	周知の範囲については、特段の定めはございません。 自治体において必要な周知範囲を判断のうえ、適切な周知をお願いします。	追加
45	5.無償化に係る国費補助について	周知費補助について、保育や幼稚園と併せて周知を実施した場合、補助の対象となりますか。 また、障害児の発達支援の周知に係る経費とそうでない経費を明確に切り分ける必要はありますか。	具体的な周知方法については、利用者により分かりやすく伝わるよう工夫していただいで差支えありません。 また、障害児発達支援の周知に要した費用については、積算等の具体的な根拠資料の準備までは求めませんが、必要に応じ、按分等の適切な方法で切り分けて申請いただくようお願いします。	追加
46	5.無償化に係る国費補助について	周知費補助について、自治体側が保管すべき証拠書類はどのようなものが求められますか。	通常の補助金と同様に、周知費補助においては、旅費、消耗品費、印刷製本費などの実費分のみを補助対象としているため、実費額の判別が可能となる書類（例：明細書、内訳書等）を保管していただく必要があります。	追加
47	5.無償化に係る国費補助について	周知費補助について、年度明けの精算後に必要に応じ追加交付はありますか。	通常の補助金と同様に、精算時には余剰額の返還を求める予定ですが、超過額の追加交付は行いません。	追加
48	6.その他	市町村において、例規整備等の事務は発生しますか。	「児童福祉法施行令」「児童福祉法施行規則」「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」「児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法」「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」の改正により、これらに基づく自治体における規則等を定めている場合は、別途例規整備が発生する可能性もあると考えています。	
49	6.その他	給付に係る国庫負担金の交付申請等において、無償化対象児童の利用者負担分の報告を必要とする予定はありますか。	無償化に伴う追加請求額を切り分けることはできないため、詳細な報告を求める予定はありません。	
50	6.その他	『障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き』はいつまでに改正されますか。	令和元年7月9日付事務連絡「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の送付についてにて、各自治体宛て発出済みです。	時点更新
51	6.その他	周知の実施主体は都道府県・市区町村のどちらになりますか。	支給決定自治体において行っていただくことを想定していますが、地域の実情に応じ、最も適切に周知が行える方法により実施してください。	追加
52	6.その他	国において、広報を行う予定はありますか。	国においては、内閣府が作成した「幼児教育・保育の無償化 特設ホームページ（ https://www.youhomushouka.go.jp/ ）」を公開しているほか、令和元年8月より随時テレビCMや新聞広告欄等で広報を行っているところです。	追加